

一時預かり事業について

☆一時預かり事業とは

保護者の方が仕事や就学の都合で週1～3日程度の保育が必要な場合、または出産、介護、冠婚葬祭等で家庭保育が難しい場合、保育所がお子さんを保育する制度です。

※申込状況によっては、ご希望どおりに利用できない日があります。

☆利用できる児童

入間市在住で歩行可能な1歳(離乳食、ミルクは不可)から就学前の集団生活が可能なお子さん。

※集団生活になじめないと判断された場合、ご利用をお断りさせていただくことがあります。

☆利用時間

月～金曜日 8時30分～16時30分



申込フォーム

☆利用料

1日1,500円(別途給食費400円徴収)

☆利用方法

- ①裏面に記載しております必要書類をご用意のうえ申込フォームより面談の予約を取ってください。
- ②保育所と面談を行ってください。
- ③市役所から保護者様宛に決定通知を送付させていただきます。

☆変更申請

一時預かりを利用中、何らかの理由で利用事由が変更になった場合、その都度変更申請をお願いいたします。

【例】

- ・私的理由保育のみで申請していたが、妊娠が分かった。
- ・妊娠出産の要件で利用していたが、産後も私的理由保育で利用したい。
- ・求職活動で申請していたが、就労先が見つかった。
- ・両親ともに就労で申請していたが、妻に診断書が発行された 等



変更フォーム

①裏面の必要書類をご用意のうえ変更フォームより申請を行ってください。

②市役所より新たな決定通知を送付いたします。

☆緊急保育サービス申請方法

診断書による傷病、出産、看護・介護を除く緊急保育サービスを利用する際は右記のフォームより申請をお願いいたします。

保育幼稚園課で確認のうえ、保育所で調整、お電話でご回答いたします。

※事前に面談を受けている方のみを対象としており、調整の結果お預かりできないこともございます。



緊急保育サービス

☆申請種類

①非定型的保育サービス:平均週3日程度の利用を限度としています

区分	区分の説明	提出書類
就労	就労時間に問わず就労している保護者が対象 ※申請者、もしくは配偶者が求職活動や就学中、妊娠出産の場合そちらの要件が優先	保護者全員の就労証明書
職業訓練	職業訓練中の方が対象	・保護者全員の在籍証明書 ・保護者全員の時間割等スケジュール ・配偶者の状況を示す書類
就学	就学中の方が対象	
妊娠出産	出産予定日の産前産後8週を含んだ月の始めから終わりまでの産前産後それぞれおよそ2カ月が対象 例:出産予定日が8月15日で5月15日に申込をした場合 6月1日～10月31日まで 例:出産予定日が8月15日で6月25日に申込をした場合 面談後利用決定した日～10月31日まで	・母子手帳の母の氏名が分かるページ ・母子手帳の分娩予定日のページ ・配偶者の状況を示す書類
疾病障害	育児の程度が4、5(療養のため週1～3日以上育児を休むことが望ましい)の診断書を持つ方	・市指定育児の程度が4、5の診断書 ・配偶者の状況を示す書類
看護介護	看護、または介護を必要とする同居家族がいる方が対象	・看護・介護が必要な同居家族の市指定の診断書 ・配偶者の状況を示す書類
求職活動	求職活動中の方。面接の際等利用可能。 申請日から2カ月を利用限度としています。 2カ月の間に就労先が見つからなかった場合、再度変更申請を行っていただきます	・保護者全員の求職活動の申立書(または配偶者の状況を示す書類) ・預けた日に求職活動を行ったことが分かる書類(面接の案内など)
その他	上記以外で週3日程度の利用が必要な場合	保育不可の理由がわかる書類

②緊急保育サービス:週の利用限度は設けていませんが、連続利用は14日までとしています

利用の際は緊急保育サービス利用申請フォームより申請をお願いいたします。(出産時の入院は除く)

区分	区分の説明	提出書類
傷病	育児の程度が1～3(育児不可能、療養の為週5日以上育児を休むことが望ましい)の診断書を持つ方、または通院等の際に利用する方が対象	・市指定育児の程度が1～3の診断書 ・配偶者の状況を示す書類 ・通院等の領収書(後日)
災害・事故	災害や事故等で急遽入院が必要になった方等が対象	入院の領収書等保育不可であった証明書(後日)
出産	非定型的保育サービスの妊娠出産と一緒に申込みいただく区分 出産時の入院に伴い長期間連続でご利用いただけます	入院の領収書(後日)
看護介護	非定型的保育サービスの看護介護と一緒に申込みいただく区分 急な入院等、長期間連続でご利用いただけます	入院の領収書(後日)
冠婚葬祭	葬儀等の準備やお子さんを連れていけない場合を対象とした区分	予定表など
その他	きょうだいの行事等でお子さんを連れていけない等、上記に当てはまらない場合を対象とした区分 利用の際には保育不可の理由がわかる書類を提出していただく必要があります	上記に当てはまらない保育不可の証明書類(きょうだいの行事のしおり等)

③私的利用保育サービス:月1回の利用を限度に育児の負担解消を目的としています

区分	区分の説明	提出書類
私的利用	育児の負担軽減を目的として月1回の利用が限度となります	無し